

よくある質問(計画相談支援・障害児相談支援)



【報酬の請求】

Q. 計画相談支援給付費が発生する時点はいつですか。

A. 市から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点です。

Q. 障害児が、障害福祉サービスと障害児通所支援を利用する場合、計画相談支援給付費と障害児相談支援給付費どちらも支給できますか。

A. 障害児相談支援給付費のみ支給します。

※障害児が障害福祉サービスのみ利用する場合(障害児通所支援を利用しない場合)は、計画相談支援の対象となり、計画相談支援給付費を支給します。

- 障害福祉サービスのみ利用 ⇒ 計画相談支援給付費を支給
- 障害児通所支援のみ利用 ⇒ 障害児相談支援給付費を支給
- 障害福祉サービス+障害児通所支援利用 ⇒ 障害児相談支援給付費を支給

Q. 障害児相談支援から計画相談支援に切り替わる際、障害児相談支援でモニタリング、計画相談支援で計画作成費を同月に行った場合、両方請求できますか。

A. 同一月には請求できません。

そのため、計画相談支援で計画を作成し、利用者から同意を得る日を、障害児の支給期間の終期月の翌月に属する日とする必要があります。

〈例〉3月まで放課後等デイサービス、4月から生活介護を利用する場合

3月: 障害児相談支援で最終月のモニタリングを行う

→ 障害児相談支援で計測利用支援費(モニタリング費)を請求

4月: 計画相談支援で計画を作成し、利用者の同意を得る

→ サービス利用支援費(計画作成費)を請求

Q. 相談支援事業所が変更になった場合、初回加算は算定できますか。

- A. 事業所が変更になるだけでは算定できません。
前6ヶ月において障害福祉サービス等の利用がない場合は、算定可能です。

Q. 居宅介護支援事業所等連携加算や保育・教育等移行支援加算は、基本報酬が算定される月に算定できますか。

- A. 「訪問」及び「会議参加」の場合、基本報酬が算定される月は算定できません。

※居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算には、要件が3つあります。

- 要件①「訪問」 → 基本報酬と同月算定 不可
 要件②「会議参加」 → 基本報酬と同月算定 不可
 要件③「情報提供」 → 基本報酬と同月算定 可

【書類提出】

Q. 国保連への請求の際、「請求一覧表」を市に提出する必要はありますか。

- A. . 請求は国保連から受信したデータで管理しているため、提出の必要はありません。

Q. モニタリング報告書に本人のサインは必要ですか。

- A. サインは省略可です。

Q. モニタリングの結果、支給決定内容に変更があります。市に提出する書類は、変更後の計画案の他、モニタリング報告書も必要ですか。

- A. 必要ありません。変更後の計画案のみを提出してください。

Q. サービスを終了する場合は、サービス廃止(喪失)届の提出は必要ですか。

A. 提出が必要です。但し本人の状況等により、提出が難しい場合は、電話等の方法でサービスを廃止する事を市へ連絡してください。

【その他】

Q. 計画案作成やモニタリングにあたり、利用者の居宅等を訪問し面接することとされているが、利用者が居宅等の訪問を拒否している場合でも、必ず訪問が必要ですか。

A. 原則居宅等を訪問する必要があります。但し、利用者や利用者の家族が居宅等への訪問を拒否しており、やむを得ず訪問ができない場合は、居宅等以外の場所での訪問に代えることができることとします。
その場合は、居宅等以外の場所で面接となった理由を書面に記録してください。

Q. 障害児の計画案作成やモニタリングにあたり、障害児本人と面談するが、保護者とは電話で連絡・確認でもよいか。

A. モニタリングは記載のやり方で報酬算定可能ですが、計画案作成については、障害児及びその家族への面談が必要です。

(参考)【事業者ハンドブック 2023 年版 1103 ページ】

障害相談支援費の算定について〔平 24 障発 0330 第 16 第四の 1〕

●基本的な取扱いについて〔第四の 1(1)〕

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

- (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等(第 15 条第 2 項第 6 号)
- (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の文書による同意(同項第 8 号及び第 11 号)
- (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付(同項第 9 号及び第 12 号)
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第 10 号)

② 指定継続障害児支援利用援助

- (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等(同条第 3 項第 2 号)
- (二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)から(四)に準じた手続の実施(同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 10 号から第 12 号まで)